

帯広市畑地かんがい用水施設条例

(目的)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき整備した畑地かんがい用水施設（以下「畑かん施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 畑かん施設は、頭首工から分水栓までの施設及び給水管路、給水栓、リールマシン等の施設をいう。

(名称及び用水区域)

第3条 畑かん施設の名称及び用水区域は、次のとおりとする。

名	称	用	水	区	域
札内川地区	畑地かんがい用水施設	畑かん施設の整備完了区域			

2 市長は、新たな区域に畑かん施設の供用を開始するときは、遅滞なく、用水区域及び地積を公告しなければならない。

(使用対象者)

第4条 畑かん施設を使用できる者は、畑かん施設の受益地にある土地において、土地改良法第3条に規定する資格を有する者とする。ただし、市長が認めた者は、この限りではない。

(使用の届出)

第5条 畑かん施設を使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(使用の変更)

第6条 前条の規定による届出をし、畑かん施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、同条の規定による届出の内容を変更する場合は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(使用の中止)

第7条 使用者は、畑かん施設の使用を中止する場合は、速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(給水の制限又は停止)

第8条 市長は、畑かん施設による給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、使用者に周知するものとする。

2 前項の規定により、給水を制限し、又は停止したことにより、使用者に損害が生じた場合であっても、市は、その責めを負わない。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、善良な注意義務をもって、畑かん施設を管理しなければならない。

2 使用者は、畑かん施設を破損した場合は、速やかに、市長に届け出るとともに、市長の指示するところにより、適切な措置を講じなければならない。

(施設の布設替、改修等)

第 10 条 使用者は、畑かん施設の布設替、改修等を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(修繕費用等の負担)

第 11 条 第 9 条第 2 項の措置及び前条の布設替、改修等に要する費用は、使用者の負担とする。ただし、市長が必要と認める場合には、当該費用の全部又は一部を市が負担することができる。

(分担金)

第 12 条 市長は、畑かん施設の管理に要する経費として、畑地かんがい用水施設分担金(以下「分担金」という。)を受益地における土地の所有者(地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のため設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。))の目的となっている土地について、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人と当該土地の所有者とが協議して当該土地に係る分担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者(以下「所有者等」という。)から徴収する。

2 分担金の額は、別表のとおりとする。

3 分担金の賦課期日は、各年度の 4 月 1 日とし、その納期限は、別に定める。

4 分担金は、市長が発する納入通知書により納付しなければならない。

5 天災その他特別の事情により分担金の納付が困難となった所有者等について、市長がやむを得ないと認めたときは、当該分担金の納期限を変更し、その徴収を猶予し、又は当該分担金を減免することができる。

(委任規定)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(供用開始年度の分担金の特例)

2 この条例の施行の日以後において新たに供用を開始した施設に係る分担金の額及び賦課期日については、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、新たに供用を開始した日の属する年度の分担金に限り、その額は別表により算定した額を日割により算定した額と、その賦課期日は当該供用を開始した日とする。

別表 (第 12 条関係)

分担金表

区分	金額
基本額	1 年度分につき 70,000 円
給水栓数割額	1 栓 1 年度分につき 5,000 円 (2 栓目、3 栓目に限る。)